

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年1月4日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼	
	○知事 ●市区町村長等		
2. 都道府県名	兵庫県	執行機関名 加西市長	
3. 市区町村名	加西市		
4. 届出番号			
5. 独自利用事務の事例番号	65-1		ひとり親等の医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、並びに遺児		
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和5年12月22日		
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼	
9. 評価書番号	19		
10. 保護評価書の名称	福祉医療に関する事務 基礎項目評価書		
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationsearch/?search=1&h_no=&kk_name=%F5%8A%A0%E8%A5%BF%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_sengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_mon		
12. 委任関係		▼	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	加西市福祉医療費助成条例(昭和63年条例第7号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、並びに遺児)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		加西市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例(平成27年条例第32号)別表第1 3の項 加西市福祉医療費助成条例(昭和63年条例第7号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(母子家庭の母及びその児童、父子家庭の父及びその児童、並びに遺児)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第1条	加西市福祉医療費助成条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、(母子家庭等及び寡婦)に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の(福祉を図ることを)目的とする。	第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者等、乳幼児等、こども、(母子家庭、父子家庭及び遺児)に係る医療費の一部を助成し、もってこれらの者の(福祉の増進)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		加西市福祉医療費助成条例(昭和63年条例第7号) 加西市福祉医療費助成条例施行規則(昭和63年規則第3号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	加西市福祉医療費助成条例施行規則第6条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	加西市福祉医療費助成条例施行規則第6条第1項による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	加西市福祉医療費助成条例第5条第3号第4号第5号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務2	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第1項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第1項による福祉医療費受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	加西市福祉医療費助成条例第5条第3項第4項第5項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務3	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第2項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第2項による福祉医療費受給者証の更新に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	加西市福祉医療費助成条例第5条第3項第4項第5項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務4	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	加西市福祉医療費助成条例施行規則第8条
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	加西市福祉医療費助成条例施行規則第8条による変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ	加西市福祉医療費助成条例第5条第3項第4項第5項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
事務5	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	加西市福祉医療費助成条例施行規則第6条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	加西市福祉医療費助成条例施行規則第6条第1項による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ1	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第6条第1項

②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③ 提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ2	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③ 提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ3	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③ 提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ5	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第6条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③ 提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務6	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第1項による福祉医療費受給者証の更新の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ1	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③ 提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ2	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③ 提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ3	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③ 提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ5	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第1項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③ 提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務7	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第2項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第2項による福祉医療費受給者証の更新に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ1	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合

③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ2	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ3	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ5	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第9条第2項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
事務8	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	加西市福祉医療費助成条例施行規則第8条
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	加西市福祉医療費助成条例施行規則第8条による変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ1	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第8条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ2	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第8条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ3	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第8条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 へ5	加西市福祉医療費助成条例第3条(4) 加西市福祉医療費助成条例施行規則第8条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報
備考		